

議案第15号

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の一部を改正する条例

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（平成30年渋谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 住宅宿泊事業者等は、住宅宿泊事業の適正な運営に関し、届出住宅の周辺地域の住民、町会その他関係団体から協議又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応しなければならない。

第6条中「者」の次に「（以下「届出予定者」という。）」を加え、「住民及び町会」を「区規則で定める者（以下「住民等」という。）」に、「7日」を「60日」に、「行わなければ」を「行い、区規則で定めるところにより区長に報告しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 届出予定者は、住民等から営もうとする住宅宿泊事業の計画についての説明を受けたい旨の申出があったときは、説明会の実施その他の方法により説明しなければならない。

第7条第1項第1号中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 住宅宿泊事業者のうち法第11条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当しないものについては、前項の規定は適用しない。

第7条第5項を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(届出住宅の公表)

第11条 区長は、届出住宅に関する次に掲げる事項について、公表するものとする。

- (1) 届出番号
- (2) 届出年月日
- (3) 所在地
- (4) 連絡先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条及び第7条の規定は、令和8年7月1日以後に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をした者について適用し、同日前に同項の届出をした者については、なお従前の例による。

(条例の見直し)

3 区長は、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

(説明)

住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。